

## \* 令和6年度から 森林環境税（国税）の課税が始まります \*

### ○森林環境税とは

森林環境税とは、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。

令和6年度から個人に対して、年額1,000円が課税され、市民税・県民税と併せて市が徴収します。

### ○令和6年度以降の市民税・県民税均等割と森林環境税について

市民税・県民税均等割には、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年間1,000円（市民税500円、県民税500円）が加算されています。令和5年度をもってこの臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

森林環境税は、税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

		令和5年度	令和6年度以降
国税	森林環境税	なし	1,000円
県民税	均等割	2,300円	1,800円
市民税		3,500円	3,000円
合計		5,800円	5,800円

### ○森林環境税の免除について

災害により被害を受けたかた、生活保護法の規定による生活扶助等を受けているかた、収入減少などの一定の要件に該当し、森林環境税の納付が困難と認められるかたは、免除の対象となる場合があります。免除の適用には、納期限までの申請が必要となりますので、市民税課にご相談ください。

